

給水装置工事申請の手順について

泉南水道センター

- (1) 申請時に必要な書類の作成(一般給水装置工事申請の必要書類一覧①を参照)

窓口(工務課)へ申請

書類審査に5営業日が必要です。書類審査完了後、申請者の依頼(電話連絡)により納入通知書を発行しますが、発行手続きに3営業日が必要です。

よって、納入通知書の希望受取日の3営業日前までに、工務課(072-482-6552)へご連絡ください。

例

日	月	火	水	木	金	土
×	申請1日	申請2日	申請3日	申請4日	申請5日	×
×	祝日 ×	電話連絡 納通1日	納通2日	納通3日	受取日	×

注 当センターから書類審査完了のご連絡はいたしません。

よって、申請者より発行依頼のご連絡がない場合は、納入通知書を発行できませんので、ご了承ください。

窓口(工務課)にて納入通知書を受け取り、金融機関にて入金してください。

- (2) 着工時に必要な書類の作成(一般給水装置工事申請の必要書類一覧②を参照)

窓口(工務課)へ提出(その際、納入通知書のコピーを一緒に提出していただきます。)

給水装置工事施工承認申請書(副)を受取る。

- ・新規メーターを設置する工事の場合は、当センターにてメーターをお渡しします。
- ・工事でメーターを使用開始するまでの間はお預かり可能。
- ・増径、減径によるメーター交換後は、既設メーターは貸与品のため、速やかにご返却ください。

メーターに関する使用者届について、工務課で記載内容に誤りがないか確認を受けていただいた後、泉南水道お客様センター(隣の窓口)に提出してください。

現場立会を伴う場合

立会(決定)日時を2週間程度前までに電話連絡

工事

当日、配管完了時点で連絡
(当センター職員が現場に到着するまで分水穿孔はしないこと)
現場立会(水圧、分水穿孔、水質 等)

- (3) 竣工時に必要な書類の作成(一般給水装置工事申請の必要書類一覧③を参照)

窓口(工務課)へ提出して終了となります。

一般給水装置工事申請の必要書類一覧

○:必要書類
×:不要

①申請時に必要な書類(各1部)

No.	項目	道路掘削が伴わない場合	道路掘削が伴う場合
1	給水装置工事申請書(正)、(副)	様式-1、2	○
2	位置図(土地のたまかな位置を表す図面)		○
3	区画図		開発地の場合
4	立面図、平面図(道路本管から家屋内)	様式-3	○
5	使用材料明細書	様式-4	○
6	誓約書	様式-5	○
7	現況写真 ※1(既設メーター、既存建物の写真)		既設メーター、既存建物
8	所有権譲渡届 ※2	様式-所-1	所有者が変わる場合
8-2	所有権譲渡誓約書、所有権が確認出来る書類	様式-所-2	前所有者が不明の場合
9	道路法第34条に基づく意見調書のコピー	×	○
	道路掘削断面		
	道路横断面図		
10	建築確認済書コピー又は建築確認申請書の写し(※3)		新築及び建替の場合
	給水装置移設申請書(移設)	様式-9	移設の際
	給水装置撤去申請書(撤去)権利喪失	様式-10	撤去の際

※1 現況写真 : 既設メーター、既存建物がある場合に提出。(全景・メーター位置・メーター番号がわかる写真)

※2 所有権譲渡届 : 土地売買等で給水装置の所有権を譲渡される場合に提出して下さい。
使用予定のメーターの前所有者の確認については、土地の前所有者へご確認下さい。
譲渡人(前の所有者)から、署名・捺印が困難な場合は、譲渡人の記入欄を空白にし、別途「所有権譲渡誓約書」と「所有権が確認出来る書類(登記簿のコピー等)」を添付して下さい。
申請者と所有者(泉南水道センターの登録上)が、同一であれば提出は不要です。
また、借地等により所有権譲渡が困難な場合は所有者のメーター使用に係る同意書等で受付可とします。

※3 建築確認済書コピー : 建築確認申請中のコピーでも受付可としますが、「②着工時に必要な書類」と併せて提出して下さい。
開発地等により建築確認済書が交付されていない場合は現地写真を添付して下さい。
ただし、建築確認済書が交付された時点で提出して下さい。

②着工時に必要な書類(各1部)

No.	項目	道路掘削が伴わない場合	道路掘削が伴う場合
1	給水装置工事着工届 ※4	様式-6	○ ○
2	領収書コピー		○ ○
3	道路占用及び使用許可書の表紙コピー		× ○
4	使用者届 ※5	様式-13	○ ○

※4 給水装置工事着工届 : 立会のある場合は立会予定日を記入。(立会日の確定後は必ず前日までに電話連絡をお願いします。)

※5 使用者届は泉南水道お客さまセンターに提出。

(注) 水道メーター位置: 官民境界より1m以内(民地内)に設置すること。(地形により困難な場合は別途協議)

③竣工時に必要な書類(各1部)

No.	項目	道路掘削が伴わない場合	道路掘削が伴う場合
1	給水装置工事竣工届	様式-8	○ ○
2	自主検査報告書	様式-7	○ ○
3	竣工図(家屋内線)		○ ○
4	竣工図(道路横断面図、断面図、平面図)		× ○
5	道路占用完了届の表紙コピー		
6	写真	全景(土地に対してメーター位置が確認できるように)	○ ○
		メーターBOX・バルブBOXの団章(市章)が確認できる写真	
		メーター番号の確認できる写真	
		一次側、二次側の止水栓が確認できる写真	
		道路掘削にかかる一連写真(分水取付、掘削、水圧、本復旧等)	

④その他書類(泉南水道センターが必要であると判断した書類は提出して下さい。)

給水装置工事申請書(正)

受付

決 裁	技術管理補助者	所 長	課 長	総括チーフ	チーフ	サブチーフ	技師

下記給水装置工事の施工を承認してもよろしいか。

大阪広域水道企業団 企業長 様

次のとおり給水装置工事の申込みいたします。

第 号	設計番号	申 請 者	住 所	
			フリガナ	
			氏 名	
			設置場所	

委 任 状	大阪広域水道企業団 企業長 様	令和 年 月 日	私はこのたび上記設置場所に 給水装置工事を施行するに際し、 貴泉南水道センターとの間の 事務処理に関する一切の権限を下記
	委任者住所 氏名		を代理人と定め委任します。

施 行 業 者	指定番号		担 当 主 任 技 術 者		
	指定業者		免 状 番 号	第	号
	代表者			氏名	
住 所					
連絡先					

栓種		用途		業種		工種		口径	
----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

給水装置工事施行承認書

令和 年 月 日

様

大阪広域水道企業団
企業長

申請のあった給水装置工事については、次の条件を付して施行を承認します。

承認条件

- 工事の施工に当り水道法、大阪広域水道企業団給水条例及び関係規定、基準並びに協議事項、指示事項を厳守すること。もしこれ等に違反したときは、本承認を取消すことがある。
- メーターの設置場所は、大阪広域水道企業団の指定する場所とする。指定以外の場所に設置した時は、直ちに指定場所に移設を命ずる。もし移設を拒んだときは、本承認を取消すことがある。
- 給水装置工事に係る契約(請負契約等)に関するトラブル又は、第三者の同意、承諾等に起因するトラブルは、申込者の責任において解決するものとし、これがため工事の施工が不能となっても、大阪広域水道企業団は一切責任を負わない。
- 正当な理由がなく、道路掘さく許可期限又は、竣工予定日が経過しても工事を施行しないとき、又は、大阪広域水道企業団納付金を納付しないとき、もしくは、虚偽その他不正行為があった時は、本承認を取消すことがある。
- 給水装置工事竣工後は必要な手続き等を速やかに行うこと。

給水装置工事申請書(副)

受	付

設計番号	申 請 者	住所		
第		フリガナ		
号		氏名		
		設置場所		
委任状	令和 年 月 日		私は、このたび上記設置場所に給水装置工事を施行するに際し、貴泉南水道センターとの間の事務処理に関する一切の権限を下記を代理人と定め委任します。	
	大阪広域水道企業団 企業長 様			
	委任者 住所			
	氏名			
施 行 業 者	指定番号	担 当 主 任 技 術 者		
	指定業者			
	代表者			
住所	免状番号	第	号	
連絡先	氏名			
栓種	用途	業種	工種	口径

給水装置工事施行承認書

令和 年 月 日

様

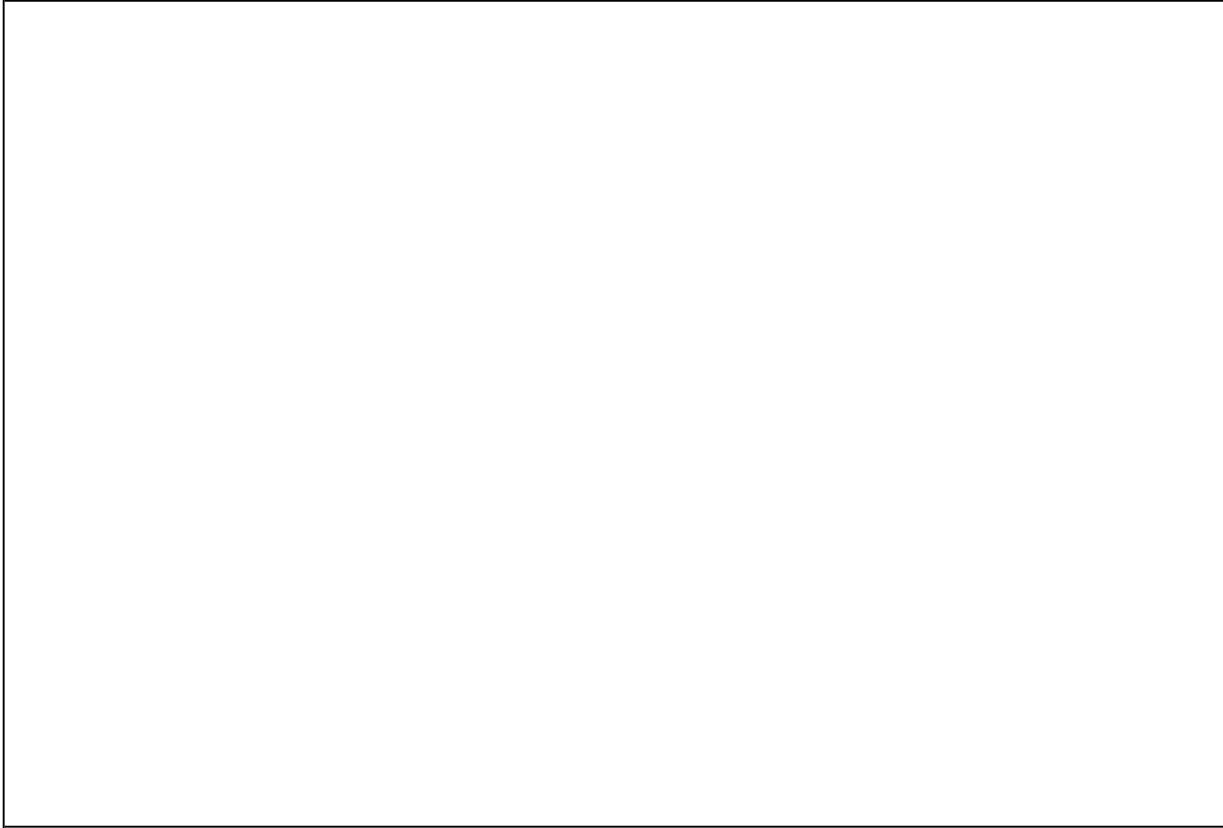
大阪広域水道企業団
企業長

申請のあった給水装置工事については、次の条件を付して施行を承認します。

承認条件

- 工事の施工に当り水道法、大阪広域水道企業団給水条例及び関係規定、基準並びに協議事項、指示事項を厳守すること。もしこれ等に違反したときは、本承認を取消すことがある。
- メーターの設置場所は、大阪広域水道企業団の指定する場所とする。指定以外の場所に設置した時は、直ちにして指定場所に移設を命ずる。もし移設を拒んだときは、本承認を取消すことがある。
- 給水装置工事に係る契約(請負契約等)に関するトラブル又は、第三者の同意、承諾等に起因するトラブルは、申込者の責任において解決するものとし、これがため工事の施工が不能となっても、大阪広域水道企業団は一切責任を負わない。
- 正当な理由がなく、道路掘さく許可期限又は、竣工予定日が経過しても工事を施行しないとき、又は、大阪広域水道企業団納付金を納付しないとき、もしくは、虚偽その他不正行為があった時は、本承認を取消すことがある。
- 給水装置工事竣工後は必要な手続き等を速やかに行うこと。

立 面 図



平 面 図



誓 約 書

大阪広域水道企業団
企業長 様

標記の件について、 [] 先への

給水装置工事に伴う施行(道路掘削を伴う場合は舗装本復旧まで)、報告書の提出等の事務処理を
責任を持って行うことを誓約いたします。

なお、責任を怠った場合は、水道法並びに規程の罰則規定に従います。

**(水道法第25条の11による指定の取消し及び大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者
規定第9条による指定の停止)**

また、上記の誓約事項を施行業者が従わない時は申請者が責任を負うことを誓約いたします。

施行業者名

所在地

名 称

代表者

T E L

担当主任技術者

氏 名

免状番号

第

号

申請者

住 所

氏 名

T E L

給水装置工事着工届

令和 年 月 日

大阪広域水道企業団

企業長 様

所在地

業者名

代表者

下記のとおり着工しますので、お届けします。

記

設計番号							
工事場所							
給水装置工事着工日	令和		年		月		日
分水工事立会予定日	令和		年		月		日

※ 立会予定日は道路掘削を行う場合に記入すること。

給水装置工事自主検査報告書

令和 年 月 日

大阪広域水道企業団

企業長 様

指定業者名

担当主任技術者

免状番号 第 号

下記給水装置工事について、担当主任技術者により自主検査を行ったので報告します。

申込者		設計番号				
申請地		自主検査日	令和	年	月	日

検査項目	検査内容	適合 ○
メーター 及び 止水栓 付近	止水栓、メーターに損傷が無く、操作に支障がないこと。	
	検針、メーター交換が公道から容易に行える。(官民境界より1.0m以内)	
	メーター、止水、BOXが正確に設置されていること。	
	止水栓等の材料が適合品であること。(設計書との使用材料の照合)	
	メーター付近の給水管の布設、接合が適正に行われていること。(面取り等)	
	メーター等が衛生で、凍結の恐れが無い場所であること。	
	車両等の重量物の下にならない場所であること。	
宅地内 配管	宅地内配管の使用材料が適合品であること。(水道法の基準)	
	宅地内配管の口径、経験が適正であること。	
	逆流防止の為の処理が講じられていること。	
	クロスコネクションがなされていないこと。	
	配水本管当に影響を及ぼす恐れのあるポンプ当に直結されていないこと。	
	水の汚染、破壊、凍結防止の処理がなされていること。	
	水圧試験に1.75MPaで1分間以上加圧して水圧低下がないこと。 (旧家屋の場合はメーター取付後、パイロットを確認)	

給水装置工事竣工届

令和 年 月 日

大阪広域水道企業団
企業長 様

所在地
業者名
代表者

下記のとおり竣工しましたので、必要書類を添付の上お届けします。

記

設計番号	
工事場所	
自主検査日	令和 年 月 日

※ なお、竣工届提出後1年間は、契約不適合責任を負うことと致します。

給水装置移設申請書

大阪広域水道企業団

企業長 様

申請者

住 所 _____

氏 名

標記の件について、給水装置の移設工事を下記理由により申請します。

移設理由	
移設前所在地	
移設先所在地	
移設メーター番号	
移設メーター口径	

給水装置撤去申請書

大阪広域水道企業団
企業長 様

申請者

住 所 _____

氏 名

標記の件について給水装置の所有権を廃止いたしたく、大阪広域水道企業団水道事業給水条例第40条の規定もとづき、下記の給水装置を撤去又は切断することを申請します。

給水装置撤去場所	
撤去メーター口径	
撤去メーター番号	
撤去理由	

使用 者 届

令和 年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

量水器(水道メーター)取り付け後の使用者(水道料金支払者)は、下記の者としてします。

住 所

フリガナ
氏 名

※ 電 話 () -

※ 上記については、連絡等の必要が生じる場合がありますので
必ず日中連絡のつく番号を記入して下さい。

開栓につきましては、下記希望日とします。
また、使用者変更になる場合は、必ず変更日までに泉南水道センターお客さまセンターに連絡して下さい。
なお、連絡が無い場合は、上記の使用者に水道料金を継続して請求します。

所 在 地 (メーター設置住所)

(新規 ・ 既設 ・ 増減径)

メーター番号	
口 径	
設 計 番 号	

届出者氏名

届出会社名

届出者電話

空白で可(工務課で記入)↑

開栓希望日 令和 年 月 日

ロック解除希望日 令和 年 月 日 : ~ :

(ロック解除希望日はロック式タイプのみ記載)

※ ロック式タイプとは平成25年4月以降に新しく設置したメーターに使用されている設備になっています。

(注) 受付時間は平日の9:00~17:30です。
土・日・祝日は受付を行っておりませんので、ご注意ください。

◎お問い合わせ先
大阪広域水道企業団
泉南水道センターお客様センター
電話:072-482-0600

(給水装置の)所有権譲渡について

給水装置(本管から引込んでいる給水設備)は、個人及び法人の持ちものであり、所有権は土地の所有者になります。

土地売買等において土地の所有者が変更になる場合は、給水装置においても所有権に係る変更手続きが必要になりますので「所有権譲渡届」のご提出をお願い致します。

提出書類(各1部)

	譲渡人、譲受人が分かる場合	譲渡人が不明の場合
所有権譲渡届 (様式-所-1)	○	○
所有権譲渡届誓約書		○
土地登記簿のコピー 又は 本人のものである証明		○

(給水装置の)使用者について

使用者とは、水道水を使用し、当該水道料金の支払いされるお客様になりますので、別途「使用者届」のご提出をお願い致します。

使用者が変更になる場合も、同様に変更に関する手続きが必要となります。

所有権譲渡届書

大阪広域水道企業団

企業長 様

譲渡人

設置場所

フリガナ

氏名

印

譲受人

住所

フリガナ

氏名

印

下記の給水装置の所有権を譲渡いたしますので、連署の上お届けします。

また、泉南水道センターにおいて、支障があると認められるときは泉南水道センターの指示に従い、改善することを誓約します。

記

1. 給水装置設置場所

泉南市

2. メーター番号

口径

mm 第

号

共用
専用

※ 譲渡人から署名・捺印が困難な場合は氏名記入欄を空白とし、別途「所有権譲渡届誓約書」と「所有権が確認出来る書類(登記簿の写し等)」の添付して下さい。
(登記簿の写し)は、法務局の窓口請求、オンライン請求のどちらでも構いません。

所有権譲渡誓約書

大阪広域水道企業団

企業長 様

住 所

フリガナ

氏 名

印

下記、給水装置の所有権譲渡届について譲渡人の署名、押印の徴収が困難なため、所有権が確認出来る書類(登記簿の写し等)の添付をもって譲渡された事として頂きたくよろしくお願いします。

なお、以後この件に関しまして問題が生じた場合は、当方に対応し処理するとともに大阪広域水道企業団 企業長に一切のご迷惑をお掛けしない事を誓約いたします。

1. 給水装置設置場所

2. メーター番号 口径 mm 第 号

3. 備考 (

臨時申請の必要書類一覧

- 1 臨時給水の取り扱いについて
新規で給水が必要な一般の土地において建築確認申請済書及び既存建物(注)がない場合は、臨時給水となります。但し、泉南水道センターと事前協議を行い開発を行っている場合は対象外とします。
田、畑等の、給水は不可とします。
(注) 既存建物: 泉南水道センターに要相談
- 2 臨時分担金について
臨時給水契約は1年の契約として毎年、加入金がかかります。
臨時給水契約が1年未満の場合は使用した月数により精算を行います。
但し、一般本給水に切替を行う場合はこの限りではありません。
- 3 臨時給水の所有権及び使用者について
所有権の譲渡は不可です。
使用者は所有者本人となり変更も不可です。
- 4 一般給水の切替について
臨時給水装置が設置されている土地において、建築確認済書の提出及び建物を実際に建てた場合のみ、所有者が一般給水の申請を行うことができる。なお、一般給水申請書類に切替申請書(様式-臨-2)と建築確認済書を添えて申請して下さい。又、臨時申請で納入した加入金は一般給水申請に切替時に充当します。

提出書類について

- ・通常の申請書類と共に、臨時給水契約申込書 (様式-臨-1)を提出して下さい。
- ・水量計算書(様式問わず)

令和 年 月 日

臨時給水契約申込書

大阪広域水道企業団
企業長 様

臨時給水契約申込者

住 所

フリガナ
氏 名

T E L

給水装置設置場所

臨時給水契約申込者 [] は、上記臨時給水設置場所に承認日から一年間の期間、臨時給水契約を申込みすることについて、次の事項給水条例及び施行規程に厳守する事を誓約し、大阪広域水道企業団給水条例第19条の規定により臨時給水契約を申込みます。

給水目的 ([])

届出の義務(条例第7条関係)

- 給水装置を開始、中止及び廃止しようとするとき。
届出先:大阪広域水道企業団 泉南水道センター工務課 072-482-6552
- 臨時給水契約申込者の住所に変更があった時。
届出先:大阪広域水道企業団 泉南水道センター工務課 072-482-6552

使用料金

- 使用水量1立方メートル486円(消費税抜き)につき水量及び消費税率を乗じたものとします。

給水の停止

- 承認期間内に前納金の不足が生じた場合、追加前納金及び分担金を納入しないとき。
- 上記条項及び条例に違反する行為があったとき。

注意事項

条例施行規程第32条第7項の規程により名義変更は認められず、引き続き使用する場合は、改めて給水装置の新設の場合と同様の手続きを行って頂く必要があります。

一般給水装置切替申請書

大阪広域水道企業団

企業長 様

申請者

住所

氏名

標記の件について臨時給水装置を一般給水装置へ切替したいので、
一般給水装置の書類を添えて申請します。

記

給水装置設置場所	
メーター口径	
メーター番号	